

『司法試験・予備試験 伊藤真の速習短答過去 行政法 第3版』(法学書院) 訂正表
2022年5月7日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
21頁	表、2段目(堀越事件)、右欄	実質的に認められ宇行為に特定されている	実質的に認められ宇行為に特定されていると 限定解釈した
40頁	記述ウの最終行	(最判平11. 7. 14百選 I 72事件)	(最判平11. 7. 19 百選 I 72事件)

『司法試験・予備試験 伊藤真の速習短答過去 民法 第3版』(法学書院) 訂正表
2022年5月7日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
35頁	表、「組織」の欄	(最判昭39. 10. 15百選8事件)	(最判昭39. 10. 15百選 I 8事件)
36頁	図、下から2行目	従物(87)	従物(87 I)
126頁	記述2の解説	「引渡し」に含まれると解されている(最判昭57. 9. 7)。	「引渡し」に含まれる。
170頁	表、「地上権」上から3欄目及び下から2欄目	地主	地上権設定者
170頁	表、「賃借権」上から3欄目及び下から2欄目	地主	賃貸人
205頁	表、「抵当権の順位」の「譲渡」「放棄」の具体例	B→C	B→E
228頁	図、1つ目及び3つ目の右端	不動産質権抵当権	不動産質権・抵当権
241頁	1行目	贈与者は	特定物の 贈与者は
271頁	出題年番号	H20-20	H20-20改題
271頁	ア を改題とする	自働債権及び受働債権がともに不法行為による損害賠償債権の場合、いずれの当事者からも相殺をすることができない。	自働債権及び受働債権がともに不法行為による損害賠償債権の場合 でも 、いずれの当事者からも相殺をすることが できるときがあ
272頁	ア 解説1文目	509条は、同条2号に該当する…委ねられている。この点	削除する
272頁	ア 解説2文目末尾から3文目末尾まで	としている(最判昭49. 6. 28)。したがって、自働債権及び受働債権が共に不法行為による損害賠償債権の場合にも、509条は妥当し、いずれの当事者からも相殺することができない。	としていた(最判昭49. 6. 28)。もともと、 改正により、509条1号、2号に当たらない場合については相殺が禁止されないこととなった。 したがって、自働債権及び受働債権が共に不法行為による損害賠償債権の場合にも、 509条1号、2号にあたらなければ、いずれの当事者からも相殺することができる。
289頁	出題年番号	H21-18	H21-18改題
289頁	3 を改題とする	遺留分減殺請求権	遺留分 侵害額 請求権
301頁	表、「詐害行為取消権」の列の「効果」	○債務者と取消しの相手方との間でのみ無効(相対的無効) ○すべての債権者の利益のために生じる	詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及び全ての再建に対して効力を有する(425)
413頁	柱	序説 不法行為概説	序節 不法行為概説
440頁	ウ 解説1行目	前掲最判46年	前掲最判 昭46年
547頁	3行目	再抗弁として主張することができる。	再抗弁として主張することが でき ない。

『司法試験・予備試験 伊藤真の速習短答過去 刑法 第3版』(法学書院) 訂正表
2021年5月14日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
12頁	表「積極的属人主義」の行中「注意すべき適用がない例」の列内	暴行 罪 、単純遺棄、	暴行、単純遺棄、

105頁	記述の2中、1行目	いわゆる喧嘩闘争において	いわゆるけんか闘争において
291頁	下表「非包含説①」の行中「故意のある場合の処断」の列内	○殺人の故意がある場合 →強制性交等致傷・ 殺人の観念的競合	○殺人の故意がある場合 →強制性交等致死・ 殺人の観念的競合
291頁	下表「包含説①」、「包含説②(団藤)」、「折衷説」の各行中「故意のある場合の処断」の列内	→強制性交等致傷一 罪(181Ⅱ, 5年～無期)	→強制性交等致傷一 罪(181Ⅱ, 6年～無期)
301頁	右端のインデックス	2章 自由に対する罪	3章 名誉・信用に対する罪
363頁	上から17行目	横領罪が成立するとしている(大判大3. 5. 30)。	横領罪が成立するとしている(大判明44. 4. 17)。

『司法試験・予備試験 伊藤真の速習短答過去 民事訴訟法 第3版』(法学書院) 訂正表
2022年5月7日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
28頁	記述5の解説文	そして、これによって両親の法定代理権は消滅するから、本記述の場合、両親は法定代理人として訴訟行為をすることはできない。	なお、これによって両親の法定代理権は当然に消滅するわけではなく、本人又は両親から相手方に通知することで消滅の効力を生じる(36条1項)。
145頁	上から11行目	証拠調べの手續に従う必要はない。	証拠調べの手續に従わなければならない。

『司法試験・予備試験 伊藤真の速習短答過去 憲法 第3版』(法学書院) 訂正表
2021年5月4日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
226頁	下から2行目	法律案の議決は条約の承認	条約の承認は法律案の議決